

平成 27 年度第 1 回堺市子ども・子育て会議  
議事録

開催日時	平成 28 年 1 月 27 日（水） 午前 10 時 00 分～正午
開催場所	堺市役所 本館地下 1 階 堺市職員会館 大会議室
出席者 (委員)	池尾委員、石田委員、井樋委員、大江委員、岡崎委員、草野委員、小仲委員、 澤本委員、柴田委員、谷野委員、玉村委員、中谷委員、平野委員、松岡委員、 三宅委員、山縣委員、吉田委員
欠席者	なし
議事	<p>(1) 教育・保育 供給体制の確保方策について</p> <p style="text-align: right;">資料 1-1 資料 1-2</p> <p>(2) 教育・保育施設等 利用定員（案）について</p> <p style="text-align: right;">資料 2</p>
資料	<p>平成 27 年度第 1 回堺市子ども・子育て会議会議次第</p> <p>堺市子ども・子育て会議座席図</p> <p>堺市子ども・子育て会議委員名簿</p> <p>資料 1-1 堺市における子ども・子育て支援新制度移行状況</p> <p>資料 1-2 堺市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保方策 等の状況について</p> <p>資料 2 平成 28 年度 新たに利用定員を設定する教育・保育施設等（案）</p> <p>資料 3 公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行方針（案）概要</p>

○猪尾子ども企画課長　　おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから平成 27 年度第 1 回堺市子ども・子育て会議を開催させていただきます。本日はお忙しいところ御出席いただきまして誠にありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます子ども企画課長の猪尾でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日は委員の一斉改選後初めての会議でございますので、後ほど当会議の会長及び副会長を選出いただきます。それまでの間、大変僭越ではございますが私のほうで進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。着座で失礼いたします。

まず、はじめに、委員の皆様への委嘱書をあらかじめお席のほうに用意しておりますので、御確認ください。委嘱期間につきましては、平成 27 年 7 月 1 日から平成 29 年 6 月 30 日までの 2 年間となっております。それでは、今回の一斉改選により御就任いただきました委員の皆様を御紹介させていただきます。お手元にお配りしております、委員名簿の記載順に御紹介させていただきます。

まず、堺市民間保育園連盟副会長の池尾弘久様でございます。

○池尾委員　　池尾です。よろしくお願いいたします。

○猪尾子ども企画課長　　堺市私立幼稚園連合会会長の石田和孝様です。

○石田委員　　石田でございます。よろしくお願いいたします。

○猪尾子ども企画課長　　堺市 P T A 協議会会計の井樋正和様です。

○井樋委員　　井樋です。よろしくお願いいたします。

○猪尾子ども企画課長　　堺法律事務所弁護士、大江千佳様です。

○大江委員　　大江です。よろしくお願いいたします。

○猪尾子ども企画課長　　子育て中の保護者ということで、公募の市民委員といたしまして岡崎幸子様です。

○岡崎委員　　岡崎です。よろしくお願いいたします。

○猪尾子ども企画課長　　同じく市民委員の草野宗徳様です。

○草野委員　　おはようございます。草野です。よろしくお願いいたします。

○猪尾子ども企画課長　　N P O 法人子育てネットみちくさ代表理事の小仲久雄様です。

○小仲委員　　小仲です。よろしくお願いいたします。

○猪尾子ども企画課長　　堺市青少年指導員連絡協議会副会長の澤本美奈子様です。

○澤本委員　　澤本です。どうぞよろしくお願いいたします。

○猪尾子ども企画課長　　堺市人権教育推進協議会会計の柴田惇子様です。

- 柴田委員 柴田でございます。よろしくお願いいたします。
- 猪尾子ども企画課長 堺市立庭代台小学校校長の谷野敏子様です。
- 谷野委員 谷野です。よろしくお願いいたします。
- 猪尾子ども企画課長 堺市こども会育成協議会会長の玉村徹様です。
- 玉村委員 玉村です。よろしくお願いいたします。
- 猪尾子ども企画課長 公立大学法人大阪府立大学准教授の中谷奈津子様です。
- 中谷委員 中谷です。よろしくお願いいたします。
- 猪尾子ども企画課長 堺市女性団体協議会運営委員の平野祐子様です。
- 平野委員 おはようございます。平野です。よろしくお願いいたします。
- 猪尾子ども企画課長 堺市民生委員児童委員連合会理事の松岡淳子様です。
- 松岡委員 松岡でございます。よろしくお願いいたします。
- 猪尾子ども企画課長 堺市議会議員の三宅達也様です。
- 三宅委員 おはようございます。三宅です。よろしくお願いいたします。
- 猪尾子ども企画課長 関西大学教授の山縣文治様です。
- 山縣委員 山縣です。よろしくお願いいたします。
- 猪尾子ども企画課長 一般財団法人堺市母子寡婦福祉会理事長の吉田百合子様です。
- 吉田委員 吉田です。よろしくお願いいたします。
- 猪尾子ども企画課長 あと、名簿に特別委員として小林委員、桑原委員が書かれておりますが、特別な事項・調査審議するときに御出席いただくということで、今回はいらっしゃっておりません。以上で、御紹介を終わります。

続きまして、定足数の確認でございますが、本日欠席の委員はおられず、委員の出席が過半数に達しておりますので、堺市子ども・子育て会議条例第6条第2項の規定に基づき、本会議は有効に成立していることを御報告いたします。また、本日の会議は、堺市子ども・子育て会議規則第2条の規定によりまして公開となっておりますので、よろしくお願いいたします。現在2名の傍聴者がいらっしゃいます。

なお、本日の会議内容は会議録作成のため録音させていただくとともに、会議録につきましては委員名を含めて堺市のホームページ登録に公開させていただくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、子ども青少年局長の吉浦より御挨拶申し上げます。

- 吉浦子ども青少年局長 おはようございます。子ども青少年局長の吉浦でございます。

本日はお忙しい中、堺市子ども・子育て会議に御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様には、平素から本市の子育て支援行政の推進をはじめ、市政各般にわたりまして、温かい御支援、御協力をいただいておりますことに、お礼を申し上げます。ありがとうございます。

さて、昨年4月に子ども・子育て支援新制度がスタートいたしました。本市におきましても、子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、関係する方々など多くの方の御協力のもと、無事に新制度をスタートすることができました。ありがとうございます。新制度の施行後は、皆様とともに作成いたしました堺市子ども・子育て支援事業計画に基づき、子育てのまち堺の実現に向け、取り組んでいるところでございます。

昨年の10月には、本市の子育て支援策の一部が、政府の重要政策を紹介する政府インターネットテレビで紹介をされました。また、日本経済新聞社の日経デュアルの共働きしやすいまち2015の地方都市編では、本市が全国ランキング3位に評価されております。また、この2月1日には、内閣府が主催いたします自治体・企業・NPOによる子育て支援連携事業全国会議で本市の取り組みを事例発表させていただく予定でございます。

このように、これまでの取り組みが着実に実を結んできているものと感じてきております。皆様には、今後とも引き続き御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、新制度施行後初めての会議となります。委員の皆様には、本会議におきまして幅広い視点から御審議をいただきますようお願いを申し上げまして、開会にあたりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○猪尾子ども企画課長　それでは、本日の会議資料の御確認をお願いいたします。

まず、会議次第、座席図、委員名簿、資料といたしまして、資料1-1で堺市における子ども・子育て支援新制度移行状況、資料1-2といたしまして、堺市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保方策等の状況について、資料2といたしまして平成28年度新たに利用定員を設定する教育・保育施設等（案）、資料3といたしまして、公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行方針（案）概要。

以上、不足などがございましたら、事務局までお申し出ください。よろしいでしょうか。

それでは、会議次第の4、会長の選出に移らせていただきます。会長の選出方法などにつきまして、事務局から御説明いたします。会長の選出につきましては、堺市子ども・子育て会議条例第5条の規定により、本会議委員の互選により会長を選出することになって

おります。また、会長の指名により、会長の職務代理者副会長を選出していただきます。  
なお、選出に当たりましては、お手元の委員名簿を御参照願います。

それでは、会長を選出したいと存じますが、どなたか御意見がございましたら、御発言をお願いいたします。

○大江委員 前回就任していただきました山縣先生にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○猪尾子ども企画課長 よろしいでしょうか。山縣委員と御提案いただきまして異議もなしということですので、皆さん、賛同いただいたということで山縣委員に当会の会長をお願いしたいと思います。恐れ入りますが、山縣委員につきましては、会長席のほうにお移りいただきますようお願いいたします。

それでは、ここで山縣会長から一言御挨拶をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○山縣会長 皆さんおはようございます。

御指名ということで、前期の責任を引き受けて、そのまま継続をさせていただこうと思っております。

先ほど局長の話にもありましたが、堺市の子ども・子育て支援新制度は、結構、全国から着目を浴びています。先週も、偶然ですが、全国の集まりが大阪であって、内閣府の方等がお見えになっていたのですが、行政の積極的な姿勢と現場の保育所、幼稚園両方からの積極的な協力というのは非常にいいなという評価を受けておりました。それも、ひとえに今の行政と現場だけではなく、皆さん委員の方々の計画づくりの協力があつた賜物だと思っています。引き続き、今期も皆様方の協力を得て進めていこうと思いますが、3分の1強の委員が変わりました。それぞれいろんなお話を聞いていただいて、自由に発言いただけることになっていますので、とりわけ、市民委員として、岡崎委員と草野委員ですね、新しく就任していただいておりますので、新鮮な目で、あるいは保護者の目で、厳しい意見をいただけたらと思っています。御協力をよろしくお願い申し上げます。

○猪尾子ども企画課長 それでは、引き続きまして、同じく子ども・子育て会議条例第5条の規定により、会長から職務代理者である副会長の御指名をお願いいたします。

○山縣会長 これも、引き続き中谷委員にお願いをしようと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○猪尾子ども企画課長 ありがとうございます。それでは、前期に引き続き、中谷委員に副会長をお願いいたします。

それでは、ここから山縣会長に議事の進行をお願いいたします。

○山縣会長 では、進行表にしたがって進めていきたいと思えます。まずは、議事の 1、教育・保育供給体制の確保方策について事務局から説明をお願いします。

○中崎子ども企画課主査 子ども企画課の中崎と申します。よろしくをお願いいたします。着座にて失礼します。

委員さんの改選がありましたので、まず簡単に、これまでの経緯について御説明させていただきます。御承知のとおり、家族構成の変化や地域のつながりの希薄化など子育て環境が大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっている中、国では平成 24 年に子ども・子育て支援法など、子ども・子育て関連三法が成立し、平成 27 年 4 月から質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実をめざす子ども・子育て支援新制度が施行されることになりました。

また、市町村に対しましては、子ども・子育て支援事業計画策定の義務づけや、子ども・子育て会議設置の努力義務が課されました。本市では、前計画である堺市子ども青少年育成計画（次世代育成支援後期行動計画）が平成 26 年度で最終年度を迎えたこともあり、堺市子ども・子育て支援事業計画の策定に向け、堺市子ども・子育て会議を設置し、議論を重ねた結果、平成 27 年 3 月に事業計画を策定したところであります。

なお、事業計画や新制度の具体的な内容につきましては、時間の関係もありますので、省略させていただきます。

それでは、平成 27 年 4 月から新制度が実際にスタートしましたので、資料 1-1、堺市における子ども・子育て支援新制度移行状況を御覧いただけますでしょうか。A4 横の資料 1-1 です。

平成 26 年度、これは新制度施行前ですが、民間保育所が 87 か所ありましたが、平成 27 年度の新制度施行後では、87 か所のうち 66 か所が幼保連携型認定こども園、2 か所が保育所型認定こども園へ移行されました。私立幼稚園からの移行分を加えますと、平成 27 年度の幼保連携型認定こども園の数につきましては、合計で 74 か所になっており、全国の自治体でトップとなっております。平成 28 年度におきましては、さらに移行される

園がありますので、幼保連携型認定こども園の数は 76 か所になる予定です。

また、私立幼稚園の移行状況を見ますと、平成 26 年度にあった 43 か所のうち、平成 27 年度に 5 か所が幼保連携型認定こども園へ移行されるなどの動きがありました。

なお、私立幼稚園につきましては、新制度に移行されるか、従来制度である私学助成のまま運営されるか、各園で選択できることになっております。平成 27 年度では私学助成の私立幼稚園が 38 か所ありますが、新制度への移行により、平成 28 年度には 32 か所となる予定です。

また、下から 4 つ目の項目であります小規模保育につきましては、定員が 6 人から 19 人までの小規模な施設であります。新制度施行により国の給付対象として位置づけられたことから、認証保育所を順次小規模保育へ移行する方向で取り組んでおります。平成 28 年度には小規模保育が 22 か所となる予定です。

簡単ではありますが、本市における新制度移行状況について御説明させていただきます。

続きまして、資料 1-2 について幼保推進課から御説明させていただきます。

○近藤幼保推進課長 幼保推進課の近藤と申します。よろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

それでは、続きまして、資料 1-2、堺市子ども・子育て支援事業計画における量の見込み・確保方策等の状況についてということで、子ども・子育て支援新制度におきまして、いわゆる、2 号認定、3 号認定といわれます保育を必要とするお子さんについてのニーズ、またはそれに対する受け入れ枠の確保の状況などについて御説明をさせていただきます。資料は A3 サイズ 1 枚となっております。

まず、資料左側の上部にお示しさせていただいておりますのが、昨年 3 月に策定いたしました堺市子ども・子育て支援事業計画におきまして見込んでおりました平成 27 年 4 月における堺市全体の量の見込み、いわゆる保育ニーズでございますが、それと、ニーズに対する確保方策ということで、これが受け入れ枠の数になります。これらの計画上での見込みに対する平成 27 年 4 月の実績値、また、その差について一表にまとめさせていただいております。

まず、量の見込みにつきまして、事業計画と比べて 2 号、3 号全ての年齢区分におきまして実績が上回る結果となっております。特に 1、2 歳児におけます保育ニーズの伸びが 130 ということで顕著となっております。また、確保方策、いわゆる市として確保した受

け入れ枠のほうでございますが、教育・保育施設、これは認定こども園や保育所をさして  
おりますが、こちらにつきましては、概ね事業計画どおりの実績となっております。

次に、確認を受けない幼稚園のほうですが、これは幼稚園の在園児を対象に幼稚園の  
通常教育時間外に原則として1日11時間春休み、夏休み、冬休み期間も保育いたします  
預かり保育を利用しているお子さんの受け入れ枠ですが、こちらの利用児童の実績のほう  
も増加しております。このように、平成27年度は事業計画よりも保育ニーズが増加して  
おり、こうした状況の中で平成27年4月の保育所等利用待機児童数、こちらの表では必  
要整備量に記載の数字ですが、低年齢児を中心に54人の待機児童が生じる結果となっ  
ております。

続きまして、この表の下、状況ということでまとめさせていただいている部分を御参  
照願います。保育ニーズの推移・分析ということで左側のグラフのほうですが、本市では  
就学前児童数につきましては年々減少傾向にございます。その一方で、右のグラフにてお  
示しさせていただいておりますが、保育所等の利用申込者数は年々増加しております。特  
に低年齢児の保育ニーズが増加している状況でございます。1・2歳児の申込数が、平  
成26年度は5,724人でした。こちらが、平成27年度は6,082人ということで358人増加  
しております。

市全体としての増加数につきましては、平成26年度が1万5,824人、平成27年度は1  
万6,500人と、増加数は676人で、1・2歳児がそのうちの53%を占める状況となっ  
ております。利用申込者数の伸びの主な要因としましては、共働き世帯の増加が背景にあると  
思われます。国が実施しております労働力調査がございまして、こちらの結果なども見ま  
すと、例えば30歳から34歳の就業率、こちらが平成21年の調査では63%だったものが  
平成26年の調査では68%ということで5ポイント上昇、また、35歳から39歳の就業率  
について、平成21年が62.1%だったものが平成26年は68.3%ということで6.2ポイン  
ト上昇しております。いわゆる、M字カーブの底といわれる階層の就業率の増加の幅が大  
きいというような結果も示されております。

また、低年齢児の利用申込の伸びにつきましては、例えば企業におけます育児休業制  
度や、育児休業期間中の給付金の制度なども年々制度化が進んでいると聞いております。  
こういったものも低年齢児の利用申込の伸びに少し影響を与えているのではないかと考え  
ております。

一方で、核家族化や少子化の進展などに伴いまして、育児に対する不安、悩みを抱え



る保護者さんが保育を必要として申し込むケースや、一人親世帯数の状況なども申し込みの伸びに影響与える要素になっているのではないかと考えております。こういった色々な要素を踏まえながら、今後も保育ニーズの把握に努めていかなければならないと感じております。

次に、平成27年4月の待機児童の状況、また傾向などについてですが、特徴的な事項としまして、待機児童54人のうち52人、割合で言いますと約96%ですが1・2歳の低年齢児となっております。ちなみに、26年度の待機児童数が23人だったのですが、5歳児が3人、3歳児が6人、2歳児が6人、1歳児が6人という状況でしたので、27年度につきましては低年齢児の偏りが大きいということがうかがえます。

また、平成26年度につきましては、西区以外の6つの区では、待機児童が生じておりましたが、平成27年度につきましては、グラフを御参照いただければおわかりのように特定の区に偏るといような状況が見られます。待機児童が発生しました東区、北区、美原区におきましては、希望する施設に空きがないだけでなく、希望施設の周辺やお住まいの地域周辺にも空きがないということで紹介できる施設がないというケースが発生しております。

続きまして、その下の「対策」としている部分を御参照願います。先ほど御説明しましたように、平成28年4月の待機児童解消に向けては、今回待機児童の生じております東区、北区、美原区、とりわけ低年齢児の受け入れ枠の拡大、こちらが喫緊の課題であるというふうに認識しております。具体の対策といたしましては、主だった項目としてこちらにお示しさせていただいておりますが、27年度の当初予算で受け入れ枠の確保を予定していました項目に加えて、小規模保育事業の整備を27年の8月の補正予算で計上しまして、事業者の募集を東区、北区、美原区で行い、現在4月1日の開所に向けて整備を進めているところです。先ほども御説明しましたとおり、小規模保育事業は認定こども園や保育所と同様に認可を受けて行う事業でございます、定員が6人から19人、0歳児から2歳児のいわゆる低年齢児をターゲットに保育を行う施設でございます。少人数ですので、家庭的な雰囲気で行うといった点や、民間の空きテナントを利用するなどによりまして、短期間で開設できるといった点が特徴として挙げられます。

次に、資料の右側部分に移らせていただきます。上段のほうで、堺市の就学前児童の状況をグラフにしております。先ほど御説明しましたように、本市の就学前児童数につきましては、年々減少の傾向で推移しております。そのような中、保育を必要とします2号

認定、3号認定相当の子どもさんの数、割合ともに年々増加しておりまして、27年度におきましては、全体の4割を超える状況になっております。

一方で、保育を必要としない3歳から5歳児の、いわゆる1号認定の子どもさんの数、割合につきましては、ともに年々減少、幼稚園の利用児童数が減少傾向を示しておりまして、この傾向は当面続くのではないかと予測しております。将来的には総人口、就学前児童数ともに減少することが予想される中にありまして、今後の受け入れ枠の確保、とりわけ認定こども園や保育所の新規整備にあたりましては、施設の供給過多といった点も十分に踏まえ、長期的な視点に立って慎重に対応していく必要があるものと考えております。こうした点を踏まえますと、今後の待機児童解消に向けた取り組みにおきましては、既存施設を有効活用するという意味から、幼稚園の認定こども園への移行促進によりまして2号認定、3号認定の子どもさんの受け入れ枠を確保していくことが今後ますます重要になってくるのではと考えております。

今後とも、待機児童の解消と継続に向けまして、幼稚園の認定こども園への移行促進をはじめ、既存施設における増築などによる受け入れ枠の拡大を図りつつ、状況によりましては、先ほど申しました小規模保育事業による受け入れ枠の確保を効果的に取り入れるなど、保育ニーズの実情に応じた施策を講じていきたいと考えております。

最後になりますが、資料の右下部分、平成29年度の事業計画の見直しに向けてというところです。堺市子ども・子育て支援事業計画につきましては、計画期間であります平成27年度から平成31年度の間、平成29年度を見直しの年としております。見直しに向けましては、毎年の区別・年齢別の申し込みの推移ですとか就学前児童数などを把握・分析の上、対応していきたいと考えておりますが、今年度の利用の実績状況を受けまして、今後のニーズの推移や人口動向などに注意をはらう必要があるのではということで、主だった点をこちらで御紹介させていただいております。

まず、堺区ですが、就学前児童数が年々減少していたものが、平成26年12月からは増加傾向に転じております。特に、0歳児の人口の増加が目立っておりまして、平成27年の3月から11月までの8か月間で73人の増加となっております。事業計画では、堺区につきましては、平成28年度以降は供給量、つまり受け入れ枠数を需要のほうが上回っているという状態で推移するようになっておりますが、こうした出生増というような状況も見ますと、平成29年度の見直しの中では堺区についても需要の上方修正の可能性が有るのかなと現時点では考えております。

堺区とは逆に東区なのですが、東区におきましては平成 25 年までは就学前児童数は増加傾向にありましたが、平成 26 年には横ばい状態となりまして、平成 27 年に入ってから減少傾向を示しております。

東区につきましては、事業計画では、平成 27 年度から平成 28 年度にかけて 199 人分の需要が増える見込みとなっておりますが、平成 28 年 4 月からの利用申込の状況を見ますと、一旦の期限としておりました平成 27 年 10 月 20 日時点の利用申込者数を前年の同時期と比べますと、50 人の増加にとどまっております、こうしたことから平成 29 年度の見直しにおいて、東区については堺区とは逆に需要や必要整備量について下方修正の可能性もあるのではないかと今は見ております。いずれにいたしましても、待機児童の解消とその継続に向けては、堺市子ども・子育て支援事業計画のもと、各区におけます保育ニーズの変動の把握に努めながら、各地域・年齢ごとの保育ニーズの状況にも応じまして柔軟かつ適切に対応していきたいと考えております。説明は以上です。

○山縣会長　はい、ありがとうございます。結構細かい数字、この初年度の計画の進み具合や過不足等についての説明でしたが、少し委員さんから自由に御意見をいただきたいと思えます。何か感想なり、あるいは各区の状況でも結構です。どなたからでも結構です。

○中谷委員　質問が 1 点あるのですが、資料 1-1 の見方についてももう少し教えていただけたらと思えます。例えば、平成 26、平成 27 年度、平成 28 年度と列が並んでいますけれども、最初の 26 年度のところに、例えば真ん中より下のほうの公立認定こども園というのがあって 1 か所、それが平成 27 年度には幼稚園型認定こども園になって、保育所に分割しているというように読んだらいいのか、それと、同じ平成 27 年の横にまたセルが設けられていて、これをどのように読んだらいいのかというのを御説明いただければと思えます。

○中崎子ども企画課主査　公立認定こども園 1 か所が平成 27 年度に幼稚園型認定こども園 1 か所と保育所 1 か所になっているのは、公立の百舌鳥こども園がもともと幼保連携型認定こども園で、保育所部分の運営を民間事業者さんに委託しており、新制度では、これをそのまま幼保連携型に移行することが制度上できなかったため、0 から 3 才が保育所、そこから上のお子さんについては幼稚園型認定こども園ということで、同じ敷地内にあるものの、二つの施設種別が合体したような施設になっているためです。それともう一つ、その隣の欄のセルが合体している部分ですが、例えば平成 26 年度における民間保育所さ

ん 87 か所が幼保連携型に 66 か所移行しましたと。同様に、私立幼稚園からも 5 か所移行したとか、私立認定こども園 7 か所は平成 27 年度には 3 か所になったとか、そのようなものを合算しましたら、幼保連携型認定こども園が 74 か所になったとの見方をさせていただくものです。

○中谷委員 ありがとうございます。内容はわかりました。では、もう 1 点確認ですが、先ほどの公立認定こども園 1 か所の 2 つ、3 つ上ですか、私立認定こども園 7 か所のところが、幼保連携型とか保育所とか幼稚園に分かれたのはどういった理由なのでしょう。

○中崎子ども企画課主査 これは、新制度に移行するときに、認定こども園の認定を返上された園が 4 か所あるということです。これまで幼保連携型認定こども園として運営してきたものの、新制度へ移行する際に、認定こども園ではなく、保育所と幼稚園に分けて運営していきたいと希望された施設が 4 か所あったということです。幼保連携型認定こども園が 3 か所そのまま残って、残りが認定返上されましたということです。

○山縣会長 わかりづらいと思うのですが、平成 26 年度の認定こども園部分だけなんです、計算がややこしいのは。認定こども園というのは、2 倍して数えてもらえばいい。保育所と幼稚園と 2 つあると思ってもらえばいいということです。だから、7 というのは実際 14 をさしてると。14 が右に動くと、認定こども園でみると、3 になっていますが、旧制度でいうと、ここに 6 か所あるという感じで、足し合わせていくと 14 になるという。認定こども園が 2 分割したパターンとそのまま動いたパターンで、認定こども園は 2 倍をしないと、計算が合わなくなる。なかなかわかりづらいとは思いますが、数的にはこれで合っていると思います。ほか、何かございますか。

○岡崎委員 認定返上されたとおっしゃったのですが、その理由を教えてください。

○中崎子ども企画課主査 新制度に移行することによって、もともと幼保連携型認定こども園で運営してきたときに比べて、例えば収入が下がるのではないかと、事務が複雑になるのではないかとというような御不安が大きかったため、認定を返上される園さんが実際に出てきたということです。ただ、この認定返上につきましても、新制度がスタートして、実際に幼保連携型認定こども園として運営されている園さんの状況も見ながら、再度、幼保連携型認定こども園に戻ろうかという園さんも伺っておりますので、今後、状況によって園さんの考え方も変わってくるのかなと考えております。

○山縣会長　　実際に 28 年で動く学校法人はあるのですか。

○中崎子ども企画課主査　　28 年度に再度戻ってくるという園はありません。29 年度以降で検討中という園さんが何園かあるという状態です。

○山縣会長　　はい、ありがとうございます。ほかはいかがでしょうか。

○三宅委員　　少し大枠のところの議論させていただきたいのですが、26 年度以前はいわゆる認可の保育所で 90 名、定員 120 とか、そういった方法で各区に待機児童が大きく発生しているところについては、手立てをうってまいりました。先ほどから議論を見させていただいておりますと、いわゆる小規模保育にて、今後はいわゆる事業者のほうの負担もかけずに、また長期的な展望でいくと何年か後に少子化が明らかになったときの対応ということで、小規模保育のほうを堺市の政策としては進めていく、そのような考え方でいいのかどうかをまず確認させていただきたいと思います。また、短期的な展望の中では、今御報告の西区、堺区は待機児童がなくなってきたという御報告ではございますが、今後、例えば駅前のマンションなどが急にできたときの対応というものに関しても、堺市は対応していかなければならないと思うのですが、大きな枠で結構ですので、堺市の施策の方向性を示していただきたいと思います。

○山縣会長　　では、2 点ですね、お願いします。

○近藤幼保推進課長　　まず、堺市としての全体としての施設の受け入れ枠の確保についての考え方ですが、こちらの事業計画の 33 ページで基本的事項としてはお示しさせていただいておりますが、市としましては、まずは既存施設の有効活用ということで、先ほど御説明させていただきましたように、幼稚園の認定こども園の移行による 2 号のお子さん、3 号のお子さんの受け入れ枠を整備していくとか、既存施設の増改築などで受け入れ枠を増やしていくところを第一に考えております。御承知の方もいらっしゃると思いますが、昨今、新しい施設の整備につきましては、特に都市部ではなかなか用地の確保が難しいといった状況にありますし、新設にあたっては、近隣の住民の方からの反対というようなことも、特に東京の 23 区では常につきまとう状況にありますので、やはり新しいものをつくるというよりは、まずは既存ストックの活用というのを第一に考えながら、ただ、それでも確保ができないといった場合には、先ほど三宅委員もおっしゃいましたような小規模保育ですとか、創設つまり新しい施設の整備というのも、最終的にほかに確保のすべがないといったときには考えていくということで進めていきたいと思っております。

あとはニーズの把握ということで、現在、堺区や西区、先ほどありましたが西区は待機

児がない状況なのですが、堺区では出生が増えているという状況にあります。たとえば、堺区では鉄砲町で大規模なマンションができた、少し前では、大阪女子大の跡地でも相当数の戸建の開発がありまして、開発して入居が終わって、一定してから出生が増えるというような、そういうリズムもあるのかなと考えておりますので、今待機児が出てないということで何も手立てをしないということではなくて、そういう大型の住宅開発の動向とこのを逐一把握しながら、ニーズの分析や把握に努めていきたいと考えております。

○山縣会長　はい、ありがとうございました。今、若い世代の一戸建指向からマンション指向へ、結果として都心回帰というのか、都心部への回帰が起こって、きっと便利なところと不便なところでの子育て層の移動といたしますか、変化が激しくなるといたしますか、計画がしづらいとは思いますが、今、三宅委員が言われたのを、トータルを考えながら、この会議でも考えていこうと思います。

ちょっと私のほうから1点いいですか、1号認定相当、いわゆる幼稚園のような利用ですね、私立幼稚園など利用しておられる方がこの3年間で年間五、六百人減っていった。1号認定の子ども、幼稚園的な利用の子どもは減っているのに、それをベースにした2号認定のお子さんはこの1年で250人も増えていますから、予想よりは相当増えているということですね。これは、私立幼稚園の利用者の方々が働くという方向に変わってきているのか、新しい利用者の方々が2号認定を受けて私立幼稚園を利用しておられるか。

○石田委員　これは、地域とか各園の園風といたしますか、カラーといたしますか、それによってかなり左右されるので、私、事業者としてはちょっと一概に言いにくいなと思います。役所の方のほうが大きく捉えられているのではないかと思います。

○山縣会長　特定の園とか特定の地域っていうのは、どこらへんですか。

○羽田子ども企画課主幹　おそらく、分析は可能ではないかと思いますが、今、手元に資料がなく、申しわけございません。感覚的なところですが、やはり両方あるのかなと、各園さんで全て網羅的に聞いているわけではないんですが、特に幼稚園のほうから新制度に移行され、2号定員を新たに設定された場合、認定変更というケースが一定出てきているとお伺いしています。御承知のとおり、私立幼稚園さんは、預かり保育を既にしておられるので、かなり長時間預かられているということで、パートなりフルタイムで就労されている保護者さんも結構おられ、そういった保護者さんが一旦は1号認定で来られ、2号に変更されてくるケースもかなりあるのかなと思っています。

ただ、今般の景気状況や女性の社会進出が進む中で、新たに就労して2号に入ってくる

ケースもあるのですが、比率がどれぐらいかというのは、手元に資料がないのでお調べしたいと思います。申し訳ございません。

○山縣会長　　これもしばらく追跡をしていただけたらと思います。ありがとうございます。

○草野委員　　ちょっとずれてしまうかもしれませんが、私自身が子どもを保育所に預かっていたいております。話が、保育の人数、枠をどうしてくのかという話になっているのかなど、それはすごくありがたいのですが、預かっている保護者からすると、預かってもらえるだけでもありがたいんじゃないのっていう話をされているような感じがして、結局言いたいのは、保育の質なのです。子どもたちを預けているのですが、保育園が選べないのです。ここの利用者が少ないからここへ行かざるを得ないとか、ここで仕方ないかなと思われている方が結構いるんじゃないかなという実感があるので、こういう議論もすごく大切だとは思いますが、個人的には、預かってもらっている子どもたちの環境、質の部分、あと保育士の先生たちの環境などの議論もしてもらえたらなというのが感想です。

○山縣会長　　ありがとうございます。非常に重要な部分で、今日は数字のことばかりになっていますが、お子さんたちの育ち、これは、あとで少し時間がありそうなので、現場や保護者の感想も含めて御意見を伺えたらと思います。国の方でも、今、保育所は保育所保育指針の見直し、幼稚園は幼稚園教育要領の見直し、それを合わせて認定こども園の方も微修正をするのかという動きになっています。そこも関連してくると思います。非常に貴重な、重要な御指摘ありがとうございます。

　　少し進めさせていただいて、また今の草野委員のようなところに戻りたいと思います。2つ目ですね、教育・保育施設等の利用定員、また数字の話になりますが、説明をお願いします。

○近藤幼保推進課長　　それでは御説明させていただきます。お手元の資料2、A4サイズ1枚になります。こちらのほうを御参照願います。平成28年度新たに利用定員を設定する教育・保育施設等（案）について御説明させていただきます。

　　これらの施設につきましては、平成28年4月から新たに子ども・子育て支援新制度に移行する施設の一覧となっております。新制度の移行に際しましては、子ども・子育て支援法第31条第1項及び第43条第1項の規定によりまして、施設は利用定員についての申請を市町村のほうに行うこととされております。また、市町村の方が利用定員を定めるに

当たりましては、子ども・子育て支援法第31条第2項及び第43条第3項の規定によりまして、あらかじめ子ども・子育て会議において意見を聞くこととされております。

なお、この表の中の堺区の上から3つ目の文化保育園と中区の1番上の深井保育園につきましては、既に保育所として27年から新制度へ移行している施設ですが、平成28年4月からは、それぞれ保育所型の認定こども園、幼保連携型の認定こども園へと施設種別が変更されることに伴いまして、子ども・子育て支援法の第31条第1項の申請が必要になってきますので、この両施設についても、今回意見聴取が必要な施設ということで上げさせていただきます。

東区の2つ目のひかり小規模保育所、北区の2つ目のきらら保育園堺もずルーム、美原区のふくろうの森保育園美原園につきましては、先ほど資料1-2の方でも御説明させていただきましたが、平成27年4月の待機児童の状況を受けまして、それへの迅速な対応ということで、事業者公募を行いました小規模保育事業の実施施設となっております。

また、北区の1番上ですが、新宝珠幼稚園につきましても、北区におけます待機児童の状況を踏まえる中で、新たに2号、3号認定の子どもの受け入れ枠を確保していただくということで、こちらに上げております。先ほど説明しました4施設につきましては、当初の事業計画の中では、受け入れ枠の計算の中には入っていない施設ということになります。

なお、一度、利用定員の設定を行った施設におきましては、今後利用定員を変更する場合につきましては、意見聴取の必要はないとされております。説明は以上になります。

○山縣会長　　ありがとうございました。待機児のいる地域、区ではそれぞれ小規模保育と認定こども園で3号認定枠をおつくりいただくということになっている。何か質問等がありますでしょうか。

○岡崎委員　　この資料を見ていて、新設と書いておられるのはわかるのですが、そのほかざっと幼稚園名とか保育園名が羅列されていて、もともとどれだけ増えたのかとかがわからないのと、あと、この資料でちょっと何が言いたいのかかわらなかつたので説明していただけますか。

○近藤幼保推進課長　　新制度に移行して定員設定を行う場合、法律上この定員で運営しますと改めて届出しなければならないということです。移行前にどれだけの定員でどれだけ増えたとか減ったというところまでは、こちらでは記載していないのですが、基本的には従前の定員数の中で定員設定を行いますので、もともと100人であれば100人の内訳を



こういうふうに変えますというような内容が主になっております。

○羽田子ども企画課主幹 岡崎委員ありがとうございます。おっしゃったこと、もっともだと思います。何の意味があるかと言われると、確かにちょっとつらいところはありますが、法律上、新たに新制度に移行される施設が定員設定する際に、この色んな方が入られている附属機関に意見を聴かなければならないと位置づけられているということもあるのですが、ただ、意見を聴く際にこういった視点で意見を聴くのかというところで、確かにこの資料では配慮に欠けているというのは、もっともだと思います。次年度以降も毎年、これから新制度へ移行する園については、こういった形で利用定員設定の意見を付議させていただくこととなりますので、次年度以降、もう少し修正させていただきます。今までの定員は、施設単位で特に年齢単位というものを示しておらず、1施設で何人というような定員設定になっているような部分もありますので、こういった形で出せば、今回新たに定員設定するところとの比較がしやすいのかも含めて、検討させていただき、次年度の出し方についてはもう少し工夫をさせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○山縣会長 最低、区単位で、1年単位ではなかなか大変かと思うので、区で市民がこれを利用しやすくなるのかどうかということがわかればいいと思うのです。今の段階でわかるのは、保育所が認定こども園になった場合、保育所型であろうと幼保連携型であろうと、1号認定は明らかに増えたと考えられるということです。幼稚園が3号認定を設けられた、これも明らかに新しいものです。しかし、2号認定のところは、預かり保育で実質どれだけいらしたかの関係で、増えたか減ったかが全くわからない状況。まだ私も含めてどうすればわかりやすいのか十分理解できていませんでした。ありがとうございます。

○小仲委員 非常に素朴な質問なのですが、待機児童が54人おられます。この人たちはどうされているのでしょうか。数字として54人になっていますが、54人の中に入ったお母さん、お父さんというのは非常に大変だと思うのです。無認可の保育所へ行かれていますとかになるのかもしれませんが、その辺の大変さをもう一度考えたいと思います。

それと、当初の平成27年度の数の見込みに比べて、実績が、例えば2号、3号含めて200人ぐらい増えていますよね。1年目でこれだけ増えていて、28年度以降の量の見込みの見直しはあるのでしょうか。この頃政府が言っていることを聞いても、保育の受け皿を前倒しするとか、あるいは今日のニュースでも保育所の運営に対する補助を増やすニュースが流れていましたが、それに対して堺市は、計画の見直しを含めて何か考えられている

のでしょうか。

○山縣会長　これも2つですね、質問。

○近藤幼保推進課長　小仲委員、ありがとうございます。待機児童54人について、どうされているかということですが、こちらについては、議会からももっと細かく後追いをし、今後の施策に反映させていくべきではないかというような御意見をいただいています。我々も、54人全ての現在の状況の把握はできていないところがありますので、そういうきめ細かな対応と申しますか、現在どうなっているかというところまで、把握していくことが今後の課題であると考えております。

それと、特に低年齢児を中心にニーズが増えていますが、28年度に向けてどうかという、特に低年齢児である1、2歳のみに対しては、近々の対策として、小規模保育の公募を北区、東区、美原区で行っており、これが28年の4月の受け入れ枠に反映されますので、この130は解消されるのかなと思っております。小規模保育以外にも、既存施設の受け入れ枠の確保・拡大等、あわせて27年度中に行っていますので、このいわゆる増加した200人近くの低年齢児については、それをもって対応していきたいと思っております。

事業計画の見直しですが、中間年の29年度が見直しの年になっていますので、28年度の実績値も踏まえた中で29年度の見直しの数に反映していければと思っております。

○山縣会長　待機児が特に多い1歳児、いわゆる3号認定のところ、小規模保育と幼稚園さんが認定こども園になっていただき、枠をつくっていただくというのが一番現実的だと思います。保育所は、恐らくいっぱいになっているはずで、そう簡単に増やせないのでは、見直すときにそこらをもっと積極的にしていただきたく思います。保育所、幼稚園、あるいは認定こども園で対応することを大前提に考えているということなので、その点もよろしくをお願いします。

○中谷委員　それに関する質問ですが、先ほどの資料1-2のところ、東区の今後の対応について書かれていたかと思えます。認定こども園の増築と小規模保育事業の公募などに加えて、登美丘東保育所の1歳児保育の実施とあって、現在は2歳児からになっていますが、私の認識では、保育園は、0歳から保育ができる場所だと思っているのですが、現実には2歳児から受け入れのところも多くあるということですか。もしもそうであるなら、その枠を拡大することは難しいのでしょうか。

○羽田子ども企画課主幹　登美丘東保育所については、公立保育所でございます。公立保育所については、登美丘東保育所を含めて、低年齢児の保育を実施していないところが

あります。当然、低年齢児の待機が多いということで、そのこの定員を設定していく、広げていくということは段階的にしてきてはいますが、そもそも3歳以上でも施設いっばいに利用者がおられるので、最低基準上、非常に難しいということと、0歳、1歳の定員設定をしていこうと思うと、それに合わせた施設改修が必要になってくるという課題も踏まえながら、ゆくゆく考えていかなければならないと思っています。今回は、話がまとまって、諸々の準備ができたのが、登美丘東の1歳児となっています。以上です。

○山縣会長　　今の中谷委員のこの質問を含め、次に、公立保育所の改革というか、幼保連携型認定こども園への移行方針案というのが資料3にあります。それを絡めて説明していただき、また元の議論に戻そうかと思えます。これは、案件としては「その他」ということですね。公立に関する考え方をお聞きして、全体の状況をもう一回考えていこうと思います。よろしくお願いします。

○水谷幼保運営課長　　幼保運営課の水谷と申します。よろしくお願いいたします。

公立保育所の幼保連携型認定こども園への移行方針について御説明を差し上げます。着座にて失礼いたします。

まず、上段中央の公立保育所の状況というところを御覧いただけますでしょうか。堺市の公立保育所につきましては、平成11年に民営化の方針を決定いたしまして、平成13年度から民営化を進めてまいりました。美原町との合併も経ながら、これまで20か所の保育所を民営化してきたということでございます。平成29年4月には美原きた保育所が民営化することが決定しておりますので、平成29年4月1日には18の公立保育所が存在するということとなります。これら18の公立保育所を、平成29年4月1日付けで幼保連携型認定こども園へ移行させたいと考えております。移行のメリットといたしましては、保育と教育の一体的な提供ができ、小学校教育への橋渡しの機能の強化ができること、保護者が仕事を辞めると、就労状況が変わりましても同じ園を継続利用できる、これは、1号設定をしている園の場合でございますが。堺市が自前で幼保連携型認定こども園を持つことで民間園への指導監査のノウハウを蓄積することができる。これらの点を考えております。

下段、左の真ん中あたりですが、1号定員設定の考え方というところがございますが、1号認定子どもというのは、御存じのとおり3歳以上の教育を必要とする児童のことでございますが、これは保育を必要とする2号・3号の利用定員は現状を確保しつつ、また周辺施設でありますとか待機児童の状況等もかんがみながら、各クラス最大限で2名の定員

を設定したいと考えております。その下、公立幼保連携型認定こども園の役割というところですが、これまでも公立保育所が担ってまいりましたセーフティネットとしての役割、要配慮児、障害のある児童とか虐待児等の積極的な受け入れでありますとか、研究実践の場としての役割、公の地域の子育て支援機能の役割、あとは、これまでの公立保育所が担ってまいりました役割について、幼保連携型認定こども園に移りましても、これらの役割を引き続き担っていく必要がございます。

その下の、幼保連携型認定こども園における教育・保育のすすめ方につきましては、国が定める幼保連携型認定こども園教育・保育要領というのがございまして、これに基づき、市のほうで教育・保育課程というものを作成することになります。

右上のほう、教育委員会との連携というところでございますが、今後、教育・保育課程の策定でありますとか、就学前教育と小学校教育との円滑な接続等、さまざまな点で連携をしていく必要が生じていると考えております。

その下、保育所と幼保連携型認定こども園の主なちがいというところでございますが、一番上の法的性格としましては、保育所は児童福祉施設でございますが、幼保連携型認定こども園につきましては、教育基本法上の学校であり、かつ児童福祉法上の児童福祉施設になることでございます。職員資格につきましては、保育所は保育士が保育・教育にあたるということでございますが、幼保連携型認定こども園につきましては、幼稚園教諭免許状と保育士資格をあわせて持つ保育教諭が保育、教育にあたるということになります。

あと、一番下段の右側、今後のスケジュールでございますが、今後、移行方針案につきまして、2月から3月でパブリックコメントを実施したいと考えております。2月の広報さかいにおいて、その実施につきまして広報いたしまして、2月中旬から3月初旬にかけてパブリックコメントを実施したいと考えております。3月下旬にパブリックコメントの内容等を踏まえまして、正式な移行方針の決定・公表を行いたいと考えております。そして、平成28年度につきましては、在園児保護者への説明、5月議会における条例案の提案、関係規則等の制定・改正などを経まして、平成29年4月1日に移行させるスケジュールを進めたいと考えております。以上でございます。

○山縣会長　　ありがとうございました。先ほど中谷委員の質問等の関係で言うと、この計画では2号・3号、とりわけ3号、3歳未満のお子さんたちについて、利用定員は原則は今のままで増えるというわけではないという理解でよろしいですね。ということで、1歳児の拡大が、この計画の中では直接入っていないということになりそうです。ありがとう

ございました。

では、今も含めて、公立のあり方、ちょっと最初に私のほうからきつい質問していいですか。

まず、公立幼稚園さんについての言及が一言もないんですが、それをどう考えるか。今日、教育委員会の方がいらっしゃってるんですかね。教育委員会のほうへの質問になるのですが、今、教育委員会は、制度上、公立幼稚園しか就学前は管轄してませんね。現在でも既に堺市では私立幼稚園が就学前の学校教育を圧倒的に担っています。今度、保育所を中心にして公立の認定こども園をつくと、これは公立学校になるわけですが、教育委員会はこの保育所ベースの認定こども園をどう見ていくのか。さらにもっと言うと、今年度、民間保育所がたくさん学校になっていますので、そうすると、堺市のこれからは、民間幼稚園が担っていたところにさらに元保育所が学校教育を担っていくことになる。そういう状況下で、教育委員会は堺市の子どもたちへの教育の責任について、どのようにお考えなのか。何か話し合いはされているのですか。ごめんなさい、相当きついお話なのですが。きつこういうところが今からたくさん起こってくる、教育委員会の意味が、がらっと変わると思うのですが、いかがでしょうか。

○濱田学校管理部長 お答えになるかどうかわかりませんが、公立幼稚園につきまして、平成19年に幼児教育基本方針において、一定、廃止の方向性を示させていただいております。そういった中で、公立幼稚園につきまして、現時点におきましては、幼保連携型認定こども園への移行という予定はございません。ただ、おっしゃるように、周辺の幼稚園や保育所のニーズ、そういった周辺のニーズでありますとか、地域の理解を得ながら、順次廃止という方向性なのですが、そういった中、幼児教育という部分に教育委員会と子ども青少年局が連携して検討していく必要があると考えております。以上です。

○山縣会長 公立の保育所ベースの幼保連携型認定こども園は教育委員会の管轄にはならない。

○濱田学校管理部長 そうです。

○山縣会長 だから、保育教諭については、公務員の教員ではあるが、教育委員会の管轄外で、すべて子ども青少年局のほうに責任を持つという感じでいいのですか。研修時間とかその辺も含めて。

○羽田子ども企画課主幹 教育公務員という位置づけになりますが、基本的には、市長が任命権を持って、その管理という意味でいうと、首長部局、子ども青少年局が行うこ

とになります。ただ、先ほど言われた研修の部分などは、例えば教育委員会のほうで既に幼児教育や幼・保・小の連携という中で、小学校の先生に対する研修等も既にされています。そういったところへの参加のあり方などについては、引き続き連携していかなければならないですし、堺市としての認定こども園の幼児教育・保育の中身をどうしていくのかという指針づくりは教育委員会の指導主事の先生にも入っていただきながら、つくっているという意味では、教育委員会が一切関係ないということはない。ただし、認定こども園については、その施設の位置づけが首長部局になりますので、職員のほうも基本的には首長部局のほうが責任を持ってやっていくというような形で考えています。

○山縣会長　これでやめますが、市としては、保育教諭は保育職ではなくて教育職であるという認識でいいということですね。

○羽田子ども企画課主幹　はい。教育公務員という位置づけでもありますので。

○山縣会長　わかりました。ありがとうございます。ごめんなさい、ちょっときつい話になりました。というぐらい、会長がかなり辛口ですから。自由に発言してもらっていると思いますので。

ここから、先ほどの草野委員の、質に関するようなことも含めて、それぞれ委員さん、一言ぐらい、今日はテーマ設定にしておりましたが、保育所、幼稚園を利用していない在宅のお子さん、いわゆる地域子ども・子育て支援事業と呼ばれる利用者支援事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり、病児・病後児、延長保育等の多様な子育ての部分についても、それぞれ御意見なり感想があればよろしくお願いします。

○三宅委員　一点ですね、これは入所の通知でございます。堺市は非常に頑張っていたいて、2月に保育の入所通知を前倒しでやっていただいている、その点は他市に比べて評価されると思います。しかしながら、昨今の女性の社会進出、それから、再び職場に戻りたいというときに、子どもを預かってもらえることが早く決定していれば、就業するのに非常に有利である。また、事業者さんにとってもこの点は高く評価される点でございます。今現在、非常に努力されて前倒しをしているのですが、よく議会で言わせていただいている、子育てするなら堺市でと言うならば、この通知の前倒しについても、今日は意見として言わせていただきますが、ぜひ早目に。せめて1回目の待機にかかるかどうかというのは、非常にお母さん、お父さんにとっては大きな問題になりますので、通知をできるだけ早くということをお願いさせていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○山縣会長　　ほか、いかがでしょう。

○小仲委員　　今、会長からも一言あったのですが、この子ども・子育て支援新制度の中で目的が3つ書かれていまして、その中の一つで、地域の子育て支援の充実がうたわれているにもかかわらず、今日は一切御説明がないのが非常に寂しいというか、何というか。多分27年度は、今日の会議で次はないと思うのですが、やはり年に1回ぐらいは御説明がほしいと思います。横から見ていると、ここに書かれている計画に対して、まだ未達かなというところもあり、その辺のことも考えていきたいと思いますので、今後はどうぞよろしくお願いいたします。

○山縣会長　　ありがとうございます。

○吉田委員　　最近、他市から0歳児と1歳、2歳の子どもを連れて堺に転入してこられた方に会う機会があったのですが、その方たちから、保育所が決まらないから仕事を探せないというお話を聞きました。待機の中に、そういう潜在的なニーズもあるのではと思うのですが、子育てするなら堺というキャッチフレーズであれば、かなり余裕を持って、そういう準備をしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○山縣会長　　ありがとうございます。

○草野委員　　自由にといいことでしたので、自由に言わせてもらおうと、先ほど会長のほうが、多様な子育て環境ということでおっしゃっていた中の一つなのですが、子どもたちが自由に遊べる広場等も徐々につくっていくという方向性も一つなのかなと。どういうことかという、保育所で預かってもらっている以外の学童等で、小学校の子どもたちの放課後の居場所であったりとか、今、公園とかでも自由に遊べないという公園が広がってきているので、そういった中で子どもたちが自由に何してもいいよっていう、他市で言うところのプレーパークといわれる活動であったりとか、そのようなものを堺のほうでも広めていくということも、子どもたちの多様な環境ということでは必要ではないかと個人的には思っております。

○山縣会長　　はい、ありがとうございます。

○井樋委員　　私、PTAを長年やっております、この場でふさわしいかどうかかわからないですが、感想を。子育てするなら堺と先ほどおっしゃりましたが、子育てって言うからには親の支援が先なんじゃないでしょうか。子どもを預かる施設ももちろん必要、グラウンドとかも必要、でも子育てをするのは堺。これを聞いていると、行政が全部育てますみたいな印象を受けています。実際PTAをしていますと、共働き、一人親がかなり増え

ておりました、平日昼間の行事や次の役員のなり手、地域に目を向けますと、こども会に  
どんどん入らなくなっている。子育て支援なのか、子ども支援なのか、いつもちょっ  
と疑問に思うのですが。ですから、皆さん、誰が子どもを育てるのか、それをちょっと聞  
きたいです。僕は、親が育てると思っています。ですので、働いて子どもと会う時間が少  
ない、冬でしたら朝の暗い時間から暗い時間まで預けて、子どもはずっと寝ている。幼少  
期・乳幼児の時はずっとそうなってしまっています。預かってもらうのはありがたいので  
すが、子育て支援なので、親を支援していただければ子どもたちにいい教育ができるんじ  
ゃないかなと思っています。感想になってしまい、すみません。

○山縣会長　　いいえ。

○谷野委員　　私、日ごろ小学校のほうにおりますので、幼・保・小で連携したりという  
ようなこともいろいろやっています。1年生で入学してくる子どもたちは、本当にさまざ  
まなところから小学校に上がってくるというのを感じています。先ほど草野委員さんもお  
っしゃっていたように、幼児期にどれだけ体験したとか経験したとかとかいうような、遊  
びの中でどれだけ学んだかっていうことは、学びの芽生えですごく大事な時期だと思っ  
ています。そういう幼児教育の質の向上のための施策というようなものも話していけたら  
いいのではと思います。先ほどあったように、やはり保護者の方、子育て不安をすごく持た  
れてる方が年々増えているなというのは感じています。今、小学校に上がってきてお話し  
させてもらって、もっと小さいときに教えてもらったらうれしかったっていうようなお話  
を聞くことがあります。そういう意味でも、幼児期、就学前の間で、教育に関わるような  
ことでの政策とかをみんなで話し合っていて、堺の子どもたちを育てていけたらなと思  
っています。以上です。

○山縣会長　　ありがとうございました。

○中谷委員　　先ほどの公立保育所と幼稚園のことについて、お伺いと意見を言いたいと  
思いました。

幾つかあるんですが、一点目は幼稚園を廃止するということですが、残る園はあるのか、  
残った園については認定こども園に統合されることはないのかということ。

それから、公立保育所を幼保連携型に移行していき、18件を残すということですが、  
これはどんな方針で18を残されるのか。そして、この先減らしていくことは考えておら  
れないのかというようなこと。それから、認定こども園化されるに当たって、保育教諭と  
いうように職名を変更するということですが、保育士の勤務と保育教諭の勤務というのは



質的に異なる部分があると思うのですが、例えば、これまでの学校教育に準ずるような幼稚園の保育だったら、教材を一生懸命つくったりとか開発したりとか勉強したりっていう時間がしっかりあったと思うのですが、そういった研修時間の確保が、認定こども園になり、今の保育士さんたちが保育教諭になったときに保障されるのかということ。私の意見としては、ぜひ保障していただきたいということです。そのようなことがあってはじめて、堺市全体の保育の質とか養育環境が向上していくのではないかと思いますので、ぜひ御検討いただければと思います。以上です。

○山縣会長　　ちょっと、大江委員で一旦切ります。たくさん出ていますから、少し事務局のほうから回答をもらいたいと思います。

○大江委員　　私も子どもを保育園に預けて、もう小学生に上がっているのですが、やはりどういう育ちをしていくか、誰が育てて、どういう環境で育てるかというのが、仕事をしていて自分で見られていない分、すごく心配で、やはり継続して安心できる園に預けたい思いが大きいのですが。待機児童が減ってきたという御報告はいただいたのですが、保護者からの申し込みについて、保育園を申し込んだけれども小規模保育になったとか、ニーズと違う形の施設に入ったというところの後追いをしておられるのか、数値としておられるのか。0歳から2歳までは小規模施設で、そこからまた3歳になった時に保育園に移るとかいうときに、お子さんと親御さんの移動することによる負担がありますので、このあたりについて継続的に同じところで保育していただけるとというのが、保護者のほうの希望でもありますので、そのあたりについて何か対応されているのか。できるだけ継続的に保育が受けられるようにしていただければと思います。

○山縣会長　　多様な意見が出ていますので、一旦ここで、答えられる範囲でよろしくお願ひします。

○羽田子ども企画課主幹　　御要望を含めてお答えできるところと、御要望として受けとめるところについて、お答えできる範囲でお答えします。

子育て支援については、冒頭もう少し御丁寧に御説明を差し上げればよかったと思っております。小仲委員からの御指摘については、事業計画には、子ども、子育て、もう少し上の青少年期に至るまでさまざまな施策を載せさせていただいております。ここの議論については、毎年進捗管理ということで子ども・子育て会議にお願いする中身ではございます。ただ、この事業計画が今年度スタートしているということで、27年度の施策の状況を28年度の子ども・子育て会議に御報告をさせていただき、そこで、その他の施策も含

めて御議論いただくというような形になっておりまして、今年度は、新制度がスタートして1回目の子ども・子育て会議になりますので、その進捗管理の部分が、今まだ現在進行形で出せていませんので、次年度からはこういう保育以外の事業計画に載っている部分のすべての施策についての御報告並びに進捗管理をさせていただいて、御意見をいただくというような形になります。

あと、三宅委員にいただいた入所通知の時期の話です。これも利用者の視点からは非常に大切なことということと、一部、ほかの保護者さんを含め、お声をいただいているところでございます。行政としても、課題として認識をさせていただいています。今この段階で早める、早めない、どれぐらいということについて、即答はしかねるところではありますが、そういった御要望があつて、課題があるということは認識させていただいております。

あと、他市から転居されたケースで、潜在的なそういう需要という部分への対応、これも本当にごもつともです。市としては、なるべく利用者の意向に沿った形での利用、そもそも入れる、入れないというところ、入れるけど、第1希望から、第3希望、第5希望と書いていく中で、なるべく御希望に沿える形での利用調整というのは引き続きやっています。なるべく御希望がかなうような形での環境整備が必要になってくる。区役所のほうに、今年から利用者支援事業という形でさまざまな施策に繋げていくコーディネーターを配置させていただいておりますので、ハード、ソフトも含めて、きめ細やかな利用調整のほうを進めていきたいと考えております。

あと、子どもが自由に遊べる遊び場、広場みたいな、いわゆるプレーパークみたいな話もございました。これも先ほど小仲委員の話と若干重複するところがあると思うのですが、子育て支援の議論の中で、これからやはり出てくる中身なのかなという認識レベルというところで申しわけありませんが、御要望として承りたいと思います。

あと、子育てするなら堺ということで、今日の冒頭に、局長の御挨拶の中に入れさせていただきましたが、今般、堺市の取り組みがかなり色んなところで紹介されており、日経デュアルのアンケート調査にも結果として表れてきているというようなところで、子育てのまち堺、子育てするなら堺というのは、少しずつ実を結んでいっていると。ただ、これからはまだまだ引き続き頑張っていかなければならないと思っています。そのような中で、子育てするなら堺という言葉がどんどん走っていく。これでは、堺市が子どもを育てているのかというような話であったのかもしれませんが。これは、少し硬い話になって申し訳あ

りませんが、この新制度の根拠となります子ども・子育て支援法という法律がございます。その法律の第2条の中で、子育ての主体は保護者にあることが絶対条件というような文言もあります。堺市が子育てをしてしまうということではございません。子育てのまち堺と言わせてはもらっていますが、堺市が代わりになって子育てをするということではなくて、やはり子育てをしやすい環境をつくっていくという意味での親支援であったり、子どもに対する直接的な支援であったりというように考えておりますので、委員御指摘のような形での保護者支援というのも非常に重要になってくるところについては、堺市としても認識をしていると思っております。あと、公立保育所・幼稚園については、所管課から、直接お答えできるものについては、お答えをさせていただけたらと思います。

○諫田教育環境整備推進室長 教育委員会教育環境整備推進室、諫田と申します。

公立幼稚園のことですが、先ほど御説明させていただきましたように、幼児教育基本方針の中で、一定、廃止の方向が出ている関係上、今のところ、公立幼稚園が幼保連携型認定こども園になる予定はございません。ただし、幼稚園、保育所それぞれのニーズがございます。そういう関係で、今後子ども青少年局のほうと連携して考えていかなければいけないということを認識しているところでございます。

○羽田子ども企画課主幹 あと一点、中谷委員のほうから、公立保育所が認定こども園に移行していくということで、その保育士さんが法的に保育教諭に変わっていく中での時間の使い方という、小さい話になるかもしれませんが、そのようなところの御指摘については、詳細が詰められていない部分がありますので、課題認識という形で承りさせていただき、来年一年間かけて準備を進める中で、現場も含めて詳細を詰めさせていただきたいと思っております。

○久保幼保運営課課長補佐 このまま18か所残すのかどうかという御質問がございました。堺市では公立保育所の民営化ということで打ち出しておりまして、幼保連携型認定こども園には一斉に18か所すべてを移行させますが、民営化方針というのは変えずに、その民営化を進めていきたいと考えております。あと、研修の機会の充実というようなお話もございました。それにつきましては、新制度のもと、保育教諭には研修の機会の付与であったり、研修の充実を図るというようなことが規定としてございます。御存じのとおり、従来から公立保育所のほうでも幼児教育を推進しておりましたので、今現在でも、研修の機会を設けているつもりでございます。今後一年間を通じて、どのように進めていくかということを精査しながら、十分研修の機会等を保てるように進めていきたいと思っております。

おります。以上でございます。

○山縣会長　　ありがとうございました。これで戻しますが、最初に保育所のほう、池尾委員のほうから手を挙げていただきました。申し訳ありませんが、指名を池尾委員と石田委員の2人にさせてください。特に、先ほど草野委員とか井樋委員からあった利用者としての保護者だけではなくて、地域の保護者への支援も頑張っておられると思うのです。その辺も含めて、御意見をいただけたらと思います。

○池尾委員　　うちも27年4月1日に認定こども園に移行させていただきました。認定こども園には、地域における子育て支援が義務化されております。だから各園、色んなことに取り組んでおります。うちの園では、今、地域の子育て広場のほうに必ず保育士を派遣しております。そこで、ちょっと時間が空いたとき、手遊びをしたりしております。地域性もあるのですが、この小学校区に保育園が3つ、私立幼稚園が2つあり、その関係で各園に声をかけ、子育て広場で年1回その園の日を設定して、設定した日の子育て広場は、その園がすべてを仕切ります。そのようなことも各園がしております。あと、園庭開放は、どこの園でもずっとされています。自慢になるかもわかりませんが、園庭開放は堺が発祥で、うちの連盟が提唱させてもらいました。ずっと昔、昭和50、60年ぐらいでしたか、うちの連盟で何かやっていたころよ。子どもだけ預かっているのかという発想があり、何か僕らにもできることがないかということで、園庭開放を提唱し、全国大会の発表とか色々して、全国的に広がってきました。これは自負しております。それと、三宅委員が決定通知のことを言われました。僕もずっと思っています。保護者が見学に来られて、話をする中で、こんなのすぐ入れるのにな、要件を満たしているのにな、と思うのがあります。それなのに、決定通知は2月です。いつも思うのですが、来年度とる人数は、大体わかっています。先に、絶対大丈夫という8割方を前倒しで決定してもらって、あと2割だけ残すというように調整できないかと言わせてもらっています。

○山縣会長　　石田委員からは、幼稚園あるいは認定こども園のほうの。

○石田委員　　うちの園も27年度から幼保連携型の認定こども園に移行いたしました。まだ私立幼稚園は移行が進んでおりません。それは一つ、今までも言われていますように、私立幼稚園は保育所に比べて規模が大きいですね。大きな規模のところの事業者に対しては補助が薄いということがございまして、今後の経営について不安材料が。それともう一つ、事務手続。事務量の大きさが今までの私立幼稚園の事務よりもかなり増えているというのが、私自身の感想でもあり現状でもあります。それと、私立幼稚園は今までのよう

に子育て支援に寄与してきたかと言いますと、幼稚園の場合は1日4時間の教育時間が標準ですが、今の社会情勢をみると、やはり預かり保育で対応してあげないと、働いているお母さんが非常に増えていますので、預かり保育を利用する方が多く、それに対して受け皿をつくってきた。それともう一つ、大阪府の私立幼稚園連盟では、私立幼稚園を所管する大阪府の私学・大学課から補助金を引っ張って、全国でいち早くキンダーカウンセラー制度を取り入れ、カウンセリングを行っております。すべての園にはないのですが、かなり多くの園がキンダーカウンセラー制度を導入しております。それと、親子教室といまして、園によって色々ありますが、若干の会費を取らせていただいて、入園前の2歳児の親御さんとお子さんを一緒に週に1回ぐらいお呼びして、幼稚園教育にスムーズに入ってもらえるような取り組みを行っております。また、園庭開放も各幼稚園で進めています。それから、先ほど御意見の中にありましたが、子ども・子育て支援というのは、当然子どもが中心でないといけないのですが、そちらのほうにシフトし過ぎではないかという議論がいつもあります。逆に、その前には、親支援ばかりして、子どもが真ん中になっていないというような意見もございました。私立幼稚園の全国団体では、こどもがまんなかプロジェクトというのを進めております。子育て支援、子育て支援と言いながら、親御さんの意見ばかり聞いているのではないかと。それでは子どもが隅へ追いやられる。逆に子捨て支援じゃないかというような議論も巻き起こりまして、あっちへいたり、こっちへいたり。この辺のバランス感覚をどうもっていくかというのも、我々事業者でもありますし、行政のほうでもあると思います。それも大きく世の中に広げて、こういう意見もあるんだということを子育て中の親御さんにも十分理解をしていただいた上で、本来あるべき幼児教育とはどういうことか、就学前教育とはどういうことかという理解を深めていただきたいと思います。以上です。

○山縣会長　　ありがとうございました。

まだまだ聞きたいところですが、ほぼ時間になってしまいました。申し訳ありません。でも、現場の方、保育所・幼稚園等がどういう取り組みをしておられるかというのもお聞きすることができてよかったと思います。今日、この2時間ですが、比較的余裕があったものですから、多様な意見を聴くことができて、よかったと思います。

最後になりますが、少しだけ私のほうからお願いをして終わりたいのですが、昨年まで、小規模保育等を除くと、保育所、幼稚園、公民含めて堺市内に170施設ぐらいありました。それが、現状では、既に半分が認定こども園になり、さらに、そこに公立保育所が

参入すると110ぐらい。すなわち、170あったものの7割近くが認定こども園になっていく中で、ぜひ保育所と幼稚園の方が、過去にこだわらず、認定こども園としてまとまって、研修とか仕組みづくりなどについて、公立も含めて、ぜひ堺の子どもたち、親子のために考えていただくような、そういう新しい組織といいますか、ぜひ考えていただきたいなと思います。全国組織は既にありますので、堺版という形で、それぞれが協力をしてつくっていただきたいのが一点です。

それから、市民の方々、本当に子育てのまち堺ということで、いろんな形で協力をいただいていると思うのですが、引き続きそういう視点で、単に、にこにこするのではなくて、今日のように会長がどんどん嫌味言いますから、行政に対しての嫌味をしっかりと行っていただいて、言った後はにこにこしながら、どういうふう to それをつくっていくのか、言い放しではなくて、今、自分にもはね返ってきている、市民も一緒になってつくっているんだという自覚を、私も含めて、ぜひ持っていただきたい。それから最後ですが、議会が最終的には責任を持っていただかないと。職員配置なども、最終的に予算問題になってくると我々では手が出せない。行政だけの責任でもないと思いますので、議会と行政が最終的には一緒になって、予算確保等もお願いできたらなと思っています。

一回目から少し長く話をしましたが、御意見いただけなかった、お声を聞けなかった方も何人かいらっしゃいますが、本当に申し訳ありませんでした。これで終わります。次回以降の予定と、その他もし何か事務局からあればお願いしたいと思います。

○猪尾子ども企画課長　　ありがとうございました。

さて、次回ですが、先ほどもお話ししましたが、来年度の開催として、堺市子ども・子育て支援事業計画の進捗状況について御審議いただきたいと思います。開催時期や案件などの詳細については今のところ未定ではございますが、決まり次第、開催案内を送付させていただきますので、委員の皆様には引き続き御協力をお願いいたします。

それではこれもちまして堺市子ども・子育て会議を閉会させていただきます。長時間ありがとうございました。